

平成28年度年度経営計画について

宮崎県信用保証協会

1 業務環境

(1) 宮崎県の景気動向

県内の景気動向は、生産活動に一部弱さが見られるものの概ね横ばいの動きを示しており、個人消費も緩やかに持ち直し、総じて緩やかな回復の兆しを見せています。先行きについては、雇用情勢の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって緩やかな回復に向かうことが期待されています。ただし、中国経済の減速や原油価格下落による資源国経済の低迷等、海外を起因とする不安材料も多く、県内経済を下押しするリスクに留意する必要があります。

(2) 中小企業を取り巻く環境

国内景気は緩やかな回復基調が続いており、県内企業にも次第に波及していますが、企業規模別や業種別ではばらつきが見られ、資金繰り支援や経営改善支援を必要としている中小企業・小規模事業者は依然として多い状況となっています。また、少子高齢化による県内経済規模の縮小や経営者の高齢化、事業承継問題等、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は厳しい状況となっています。

2 業務運営方針

27年度から29年度までの3ヵ年における中期事業計画の業務運営方針は、「将来に渡って中小企業者に安定的な資金供給を行える協会であるために、保証承諾と保証債務残高の一定水準確保を目指す」こととしました。

このため28年度は、経営支援態勢の拡充と積極的な経営支援策を推進すると共に、中小企業者の利用しやすい制度創設や政策保証の推進に努め、また期中管理の充実により代位弁済の抑制を図ると共に、再生支援による回収など、効率的な回収の強化により経営基盤の安定に努めます。

また、人材育成面においても引き続き強化を図り、専門的知識を有する職員の養成に努めると共に、コンプライアンス体制の充実を図り、健全な協会経営を維持します。

(1) 保証承諾の増加と保証債務残高の維持

低金利競争の中においても保証料の上乗せをコスト高と感じさせない、利便性の高い保証付き融資の利用促進や保証付き融資の再利用を推進します。このため中小企業者が利用しやすい新たな保証制度の創設や各関係機関との連携による更なる支援体制を強化します。

また、早期完済先等をリストアップし、金融機関訪問時に再利用の検討を働きかけます。更に、金融機関の保証付き融資利用促進を目指した「保証債務残高ランキング表彰」を抜本的に見直します。

(2) 金融機関・各関係機関との連携強化

27年度は金融機関との地域別意見・情報交換会や、地方自治体との制度融資にかかる意見交換会を実施しました。28年度は地域別を世代別や部門別にするなど、更に実効性を高め、新たな連携体制の構築を推進します。地方自治体との意見交換会については、継続を望む声も多いため、更に発展した連携体制を図ります。また、日常の金融機関訪問や各関係機関の行う研修会、セミナー、中小企業向けイベントへの参加等も積極的に行います。

(3) 地域企業に密着した支店担当制の導入

これまで保証審査等においては地区担当制としていましたが、金融機関担当者の利便性向上のため、28年度より支店担当制を導入します。これにより支店との結びつきを更に深め、地域企業に密着したきめ細かなサービスの提供を行います。

(4) 国の「信用保証協会中小・小規模事業者経営支援強化促進補助金制度」を活用した「専門家派遣事業」の推進

国の補助金事業を背景に27年度より専門家派遣事業を拡充してきましたが、28年度は、従来の経営力強化や経営改善支援に加えて創業者支援も積極的に行います。可能な限り多くの中小企業者に専門家派遣による簡易診断を促し、融資保証制度や他の支援機関の業務や補助金事業の紹介、更には経営診断書策定や事業計画書等の策定支援を実施し、質の高い経営が行えるよう支援します。具体的には、27年度の実績を踏まえ、専門家派遣による簡易診断80企業、経営診断書作成40企業、事業計画書等の策定支援15企業を予定しています。

(5) 経営改善計画策定支援事業のより一層の推進

経営改善計画書を策定支援した企業の「策定後の業績評価」を、客観的な指標であるCRDにおける倒産確率の数値により実施した結果、概ね80%の企業に改善効果が現れており、この事業が効果的であることが検証されました。この結果を受けて、経営改善計画策定支援事業をより一層推

進し、経営の悪化した中小企業を支援していくと共に、保証債務の健全化を推進します。

(6) 条件緩和債権の正常化推進

条件緩和債権の分類により、改善が進む企業群については借換保証による正常化を促進します。その他の企業群については、条件変更による企業支援を行うことに加えて、個別企業の状況に適応した経営支援策を検討し経営内容の改善による早期の正常化を目指します。

(7) みやざき経営アシストが行う経営支援活動の推進

みやざき経営アシストの事務局として、金融機関やアドバイザーとの連携協調態勢を更に推進し、地域が一体となって金融支援に臨む仕組みを推進します。

(8) 大口先や創業先を中心とした保証先管理の充実

代位弁済の増減は協会収支に大きな影響を及ぼすことになるため、特に大口債権の管理は重要です。また、経営基盤の脆弱な創業先の生存率は極めて低く、その管理も大きな課題となっています。これらのことから、経営が悪化している企業への期中支援に加えて、金融機関との協調により、大口債権については決算書の定期取得による経営状況の早期把握を行い、創業者に対しては面接、店舗訪問、専門家派遣による経営支援等を実施し、広範で継続的な保証先管理を実践します。

(9) 初期延滞管理の充実

初期延滞は企業内容悪化の最初のシグナルであり即時の対応が必要です。このため、取扱金融機関との協議により当該企業の現状把握に努めると共に、必要に応じて条件変更による返済緩和の検討、専門家派遣事業、外部支援機関の支援紹介等、当該企業の実情に適応して最も効果的と思われる改善策を検討し、それを早期に着手し経営改善に導けるよう努めます。

(10) 事故報告書受領後の調整推進

早期調整着手を第一に、金融機関はもとより被保証人等との接触を図り事業内容等の状況把握に努め、その内容に応じた適切かつ速やかな対応に努めると共に、抜本的な経営改善への一助として、専門家派遣等による経営支援を推進します。

(11) 新規代位弁済の回収交渉強化

代位弁済後、速やかに債務者等と接触を図り、状況把握を行うと共に回収方針を策定し、回収方針に基づく対応を早期に実施します。

(12) 定期入金先の管理強化

定期入金の遅延先、少額弁済先については、速やかに訪問を含めた督促

を実施し、入金再開や増額交渉を行い、定期入金の最大化を図ります。また、事業継続中の先に対しては、事業内容の状況把握を行い再生支援策の検討を実施します。

(13) 有担保求償権の回収促進

求償権個々の状況把握の上、的確な時期に任意処分・競売申立を実施し処分促進を図ると共に、近隣金融機関等に対しても物件処分情報の発信を積極的に行います。

(14) 管理事務の効率化

現況確認の結果、回収困難と判断される案件については、適切に管理事務停止、求償権整理手続きを実施し、効率的な管理回収事務が執行できる環境整備を行います。

(15) コンプライアンス態勢の充実

28年度コンプライアンス・プログラムに基づき、役職員に対する内部研修及び啓発活動を計画的に行います。また、役職員のコンプライアンス意識を高めるために、毎月コンプライアンス・チェックシートによる認識調査を実施します。

(16) 事務リスク発生の防止を図る内部研修会の実施

国や地方自治体等が創設または改正する保証制度等について、協会内部の職員に対する周知・理解を目的とした研修会を実施し、事務リスクの防止に繋げると共に、関係先への広報を行います。

(17) 個人情報保護の取り組み強化及び情報セキュリティの厳格化

28年1月からマイナンバー制度に係る取扱事務が発生していることから、より一層、個人情報保護体制を厳格に施行し、個人情報の取扱いを徹底し適正管理を行います。また、規程に基づき定期的に個人データ取扱状況に係る点検・監査を実施しチェックを行います。システム等のセキュリティ管理については、日常的に監視を行い情報漏洩やシステムトラブルが起きないように対策を講じます。

(18) 内部監査の充実

法令、諸規程等の遵守状況や適正な事務処理の確認にとどまらず、体制面で問題となる事象までを含めて検証を行います。また、現在の事務処理基準の見直し等も視野に入れた内部監査を実施します。更に、常勤監事による監査結果を踏まえ、内部監査でフォロー監査を行います。

(19) 人材の育成

全国信用保証協会連合会の主催する研修への参加、加えて関係機関の研修、セミナーへの参加によりスキルアップを図ると共に各種内部研修も行い、多様な知識、幅広い視野をもつ職員の養成に努めます。

3. 保証承諾等主要計画

平成28年度の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

（単位：百万円、％）

	金額	対前年度 計画比
保証承諾	37,000	100.0
保証債務残高	95,279	99.4
代位弁済	1,400	93.3
実際回収	650	81.3